大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和6年8月27日

京都市長 松 井 孝 治

1 届出者の氏名及び住所三井住友信託銀行株式会社代表取締役 大山 一也東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール京都桂川

京都市南区久世高田町376番1外1筆、向日市寺戸町九ノ坪50番地1

(2)変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において	株式会社ホテルショコラ	株式会社 HC Saint Lucia
小売業を行う者の氏名又	代表取締役 長瀬 寛幸	代表取締役 永砂 智史
は名称及び住所並びに法	東京都品川区上大崎2-15	東京都中央区日本橋兜町6-7
人にあっては代表者の氏	-19MG目黒駅前	兜町第7平和ビル1F
名	ほか36件	ほか36件

(3)変更年月日 令和6年5月31日

3 届出年月日令和6年7月22日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2)期間

令和6年8月27日(火)から同年12月27日(金)まで(京都市の休日を 定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 提出期限

令和6年12月27日(金)

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)